

委員会会議録

平成24年6月18日開催

建設水道常任委員会（付託）

建設水道常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成24年6月18日（月） 午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	細山田 為重 君
委員	徳田 和昭 君	委員	宮内 博 君
委員	蔵原 勇 君	委員	吉永 民治 君
委員	岡村 一二三 君	委員	厚地 覺 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	篠原 明博 君	建設政策課長	下拂 勉 君
建設政策課政策G長	田實 一幸 君	土木課長	馬場 義光 君
道路維持第2グループ長	別當 正浩 君	建設施設管理課長	長谷川俊己 君
道路維持グループ長	竹下 浩二 君	牧園総合支所産業建設課長	白石 耕二 君
建設グループ主事	児玉 安昭 君	横川総合支所産業建設課長	原田 修 君
産業建設課長補佐	古城 敦雄 君	産業建設課主幹	片白 信人 君
都市計画課長	川東 千尋 君	都市計画第1グループ長	久木元直人 君
都市計画第1グループ主査	木藤 正彦 君	都市計画第2グループ長	池之上 淳 君
都市計画第2グループ主査	森山 勇樹 君		

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 甲斐 平 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第41号 町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分府中町）
議案第42号 町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分野口町）
議案第43号 町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分広瀬二丁目）
議案第44号 町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分広瀬四丁目）
議案第45号 町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分福島三丁目）
議案第46号 町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分松木東）
議案第77号 霧島市景観条例の制定について
陳情第5号 市道今村黒葛原線改良工事に関する陳情書
陳情第6号 陳情書（市道牧園～竜石線の改良工事にかかる早急な対応について）
陳情第9号 陳情書（市道稲牟礼紫尾田線の改良工事について）

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

【開会 午前9時00分】

委員長 池田 綱雄 君

それでは定足数に達しておりますので、ただ今より建設水道常任委員会を開会します。本日は6月12日の本会議で当委員会に付託されました9案件及び継続審査となっております1案件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますがご異議ありませんか。（「なし」という声あり）ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。それでは陳情第5号、陳情第6号、陳情第9号について現地調査を行います。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時02分」

「再開 午後 1時15分」

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。それでは陳情第5号「市道今村黒葛原線改良工事に関する陳情書」を議題とします。執行部の見解を求めます。

建設部長 篠原 明博 君

陳情第5号市道今村黒葛原線改良工事に関する陳情書について、ご説明申し上げます。市道今村黒葛原線は、横川町中ノの県道牧園薩摩線から、JR肥薩線と並行しながら、養護老人ホーム長安寮や市営住宅の今村住宅近くを通り、県道今別府牧園線を結ぶ、延長5,132mの道路であります。本路線については、旧横川町時代から整備を進めてきた経緯もありますが、まだ、1,740mの区間が未改良になっております。植村・今村地区では、平成22年3月に策定した「地域まちづくり計画書」で、今村黒葛原線の道路改良を、安心・安全なまちづくりの目標に位置付けております。また、平成23年4月以降、植村今村地区自治公民館が中心となり、土地所有者と直接協議されて、事業に対する同意書の取得が行われ、陳情書も提出されているところであります。市といたしましては、整備の必要性を認識しておりますことから、平成22年度に策定された「過疎地域自立促進計画」の中で、事業実施計画路線と位置付けており、今後、事業実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今執行部の説明が終わりました。これより陳情第5号について執行部への質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 吉永 民治 君

今の説明の中で、過疎地域自立促進計画の中で、実施計画路線と位置付けておりというようなご説明があったわけですがけれども、これはやはり県との協議も必要なんだろうけれども、大体その計画として、何年度完成を目標にといいますか、或いはその位置付けと言いますか、これが県とはどういうふうになっているかご説明いただけますか。

土木課 道路整備第2グループ長 別當 正浩 君

過疎計画におきましては、現在、横川地区、牧園地区、あと福山地区におきまして、たくさん事業があった中から5路線にしぼって、今事業を平成22年度から27年度の過疎事業計画の中に挙げて、事業を進めております。その中で、今出てきましたこの今村葛原線に関しましては、現在、横川地区におきまして、今年度で横川山ヶ野線が完了するというので、下植村下新原線を今年から頭だししまして、改良工事を行っていくと。今年、岡村丸岡線のほうも過疎事業で行っていました。事業のほうが本年度でまた終わるということで、来年度からこの今村葛原線のほうの改良工事に入ってくるという予定にしております。

委員 宮内 博 君

陳情者からも踏み切りの危険性について指摘がありました。それで、説明の中でも何回か列車を止めたようなケースがあるということで報告があったところですけども、JRとの協議というのはなかなか大変で、実際に執行部のほうも非常に苦労している話によく聞くんですけども、当事者の陳情者の人たちもJRに出向いたという話はされていましたが、この事業を進めるにあたって、どんなスケジュールでこの踏み切りの改修というのはなされるのか、今の段階でのスケジュールというのはどうなっているんですか。

土木課長 馬場 義光 君

JRとの協議、確かに今委員のほうから話がありましたように時間を要します。それと、これはいろんな指導の方法でもあるんでしょうけれども、一つ拡幅をする場合はどこかを潰す、潰すという表現は悪いですが、縮小する、或いは通行を制限するというようなことをしなければ大きく踏み切りを改良させないというような状況も考えられます。それで、今現段階では前後を広げた上で踏み切りの改良を委託事業するというのが今の形になっておりますので、まずそこから手を付けていくということになるとと思いますが、その前後を広げる作業、それをちょうどここ数年かけてやった後にJR協議に入っていく必要があるかと思えます。

委員 宮内 博 君

それは同時ではなかなか進まないという話ですか。なかなかJRのほうに頑なだというのはそういう対質なのか官僚的なのかよく分かりませんが、列車の運行を一定制限されるようなことがあったりするというような事情かも知れませんが、いずれにしても大変時間がかかりますよね。ですから、同時並行で進めるというのはなかなか難しいんですか。市のほうとして、こういう計画を持っているので、その段階で、計画の段階でというふうにはなかなかならんですか。今の課長の答弁では一応前後の拡幅を終えて、それから協議をするということでありましたが、理想としては拡幅と同時に前後の道路の取り付けの拡幅と同時に踏み切りも一緒に出来ればというのが非常に理想的なんだけれども、なかなかそうはならんのですか。

横川総合支所 産業建設課長 原田 修 君

現場で説明を最初にさせていただきました。あそこの踏み切りのところの市道のほうについては、3m一応拡幅する予定です。進入が非常に鋭角だということで、下側から入ってくる車が落ちるんですよということで説明を差し上げたところでございますけれども、基本的には道路のほう、市道のほうを3メートル拡幅して、鋭角に曲がらずにスムーズに入ってくれるような単独の改良をするということで、今年事業費600万、総額1,200万くらい予定しておりますけれども、今年と来年をかけて一応拡幅はしますよと、やる予定でございます。

土木課長 馬場 義光 君

JRとの協議でございますけれども、今現地を見ていただきましたとおり、隼人側から非常に急な感じでカーブをしてくる線路にあります。ですから、その辺も含めて、今から早急に改良を前提とした協議に入っていかなければならないとは思っております。それで、ただ問題はJR側のほうが、市のほうでそういうのをやる意欲があるのかというような意味合いで前後を広げた中で、自分たちも負担金を取った中で拡幅改良をやっていきますよというようなことをしているというのが通例でございます。ですから、申し上げたわけでございますが、今年、その市道の拡幅改良には一部着手をするということでございますので、併せてJRのほうとも協議を重ねていければと考えております。

委 員 吉永 民治 君

関連ですけど、今ご説明の市道を3mに拡幅するということでございますので、踏み切りの前後、その考え方で、3mで本当にいいのかという、例えば脱輪とかなんとかあったとしますよね。そのとき3mで十分なのかということになりますよね。じゃあ道路の幅を4mに広げる、その前後の道路は要望ではそういうことになっていますよね、車が離合できるように広げてくれということは、4mないしは4m50の幅にしてくれということでしょう。横川の方々の希望としては。そうすると踏み切りだけ3mでいいのかという問題がある、そして3m以上に、4mに広げた場合、車が離合できるような幅にした場合は例えば遮断機の問題とかいろんな問題が出てくる、その辺はJRとはどのような話になっているのかということをお聞きしておきたいですね。

建設部長 篠原 明博 君

色々今説明いたしましたけれど、なかなか個々に今動いている関係でございますが、今総合支所のほうで暫定的に狭いところを隅切り程度の3mという話であったということですので、今後、やはり道路の基本設計、当然JRと協議をする前に事前協議、或いは設計協議を何回かしないとイケないと思います。それをするために、取りあえず今入り口の道路の改良計画というのを今年早急にして、そういった隅切り等も踏まえて図面を引いて、事前に早めにJRに協議をするということです。ただおっしゃいましたように、道路幅員を例えば4mでするのか、5mするかというのも一つの大き

な懸案事項でございますので、そういったものを含めて全体の計画路線の中で、じゃあJRの踏み切りをいくらにしたほうがいいかというのも含めて、今後事前協議ある設計協議などで検討いたしますので、そういうことでよろしくお願ひします。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。ないようですからこれで質疑を終わります。次に陳情第6号「陳情書（市道牧園～竜石線の改良工事にかかる早急な対応について）」を議題といたしますが、さきほどの現地調査において陳情者から路線名の修正の申し出がありました。「市道牧園～竜石線」ではなく正しくは「市道牧場～竜石線」とのことでしたので陳情書及び会次第の修正をお願いいたします。それでは執行部の見解を求めます。

建設部長 篠原 明博 君

陳情第6号 市道 牧場～龍石線道路改良に関する陳情書について、ご説明申し上げます。市道 牧場～竜石線は、高千穂小学校の通学路であり、また、地域の生活道路にもなっておりますが、道路幅員が狭く、離合も困難な箇所もあり、児童は通学時に車が来ると道路脇に身を寄せるなどの状況があるようであります。一方、全国のいたるところでは、昨今、通学時に子供たちを巻き込んだ事故が、多く報道されているところでもあります。このようなこともあり、今回、地域より、事故が起こる前に、歩道と車道を分離するための防護柵の設置や、側溝の蓋、離合箇所の設置などの要望が出されたところであります。市としましては、事故防止のための整備の必要性は認識しておりますが、市内には、同じような要望箇所も多く、また、防護柵の設置につきましては、現道内での整備は難しく、用地の確保が必要となることもありますことから、今後、緊急性などを考慮しながら、検討してまいりたいと考えております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 池田 綱雄 君

執行部の説明が終わりました。これより陳情第6号について執行部への質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 厚地 覺 君

今、部長の口述書を見てみますと、同じような要望箇所が多く、また防護柵の設定につきましては云々とありますが、緊急性などを考慮しながら検討してまいりたいと、やるほうに検討するのか、やらないほうに検討するのかちょっと分からないですけれども、先ほど現場でも説明がありましたように、あそこには高千穂保育園、そしてまた高千穂幼稚園、高千穂小学校、そして学童保育、この学童保育所につきましては、すべての人間があそこを通らないと行けないわけですよ。だから事故が起きてからやるのか、起こらないからやらないとかいう問題じゃなくて、あの道路は、あそこの平均年齢は恐らく80歳くらいだと思うんですよ。みんな車もないし、その高齢者はスーパーにあそこに1件だけあるものだから、買い物に行く大切な道路なんですよ。だからこういうことを言わずに、事故が起こる前に是非やっていただきたいと思ひます。

用地買収もカーブのところの家が1件あったあの件につきましては、私も個人的に相談してみましたら、ああ、いいですよというような話もありますから、その点は十分検討していただいて、これを新年度予算と言わずに今後の9月、或いは12月の補正でも早急に組んでいただきたいと思います。

委員 蔵原 勇 君

陳情6号については現地でもお尋ねしたわけですが、非常に道幅も狭く、防護柵はかなり幅員が狭いので無理かなとは思いましたが、今厚地委員もおっしゃったように、非常に急勾配であって、しかも急カーブが1箇所あったということと、子どもたちが登下校に五十数名の生徒を今まで何もなくてよかったんですけどもという話でした。特にご婦人の民生委員さんともお話を聞かせていただきましたところ、一部菜の花を植えていたあの一部分がしばらくは利用していたんだけど、あそこにもう地権者の石が置いてあるから、あそこも利用ができなくなったということですけども、今当面補正等でもというお話も厚地委員からありましたが、私も同感で、防護柵は無理でも、この側溝蓋と今言った離合帯を地権者の理解が、協力があれば1箇所、2箇所と言えば勾配が非常に急ですので、1箇所くらい穏やかなところに来ないのかなと思いますので、急いでもらえばなというのを要望してみたいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

篠原部長の口述書の中では、防護柵の設置の蓋、離合箇所の設置などが要望されていると。下の段では防護柵の設置については無理ですよ。この側溝の蓋とか離合箇所はそうじゃないよと私は取ったんですけども、そういうあれじゃないんですか、答弁じゃないんですか。

建設部長 篠原 明博 君

私ども現地でも話が出ましたように、やはり急勾配、そして側溝があるということでは歩行者の安全確保に非常に厳しい場所であるというのは認識をいたしております。この答弁の中で防護柵の話が出まして、防護柵についてはなかなか現状の中で一応設置するのは難しいというような答弁をいたしておりますが、ここに書いてございますように、例えば緊急的に離合体の設置、或いは側溝蓋の設置というのも検討しないといけないのかなという気がします。側溝蓋については現地で見られたとおり、側溝が古いフリーム側溝でございますので、逆に蓋を被せて、車道に乗ったらフリームが割れるというような状況もございますので、例えば、蓋をする以上はそこに歩道としての何らかの確保をしたかたちでの設置をする、或いは離合箇所につきましては、やはり急な勾配箇所でございますので、場所についてはやはり検討を要した場所に設置するというようなこともあります。そうした場合にやはり用地の確保というのも出てきます。先ほど委員がおっしゃいましたように、急急に、例えばやるべきものというものをもう少し地域の方々と話をして、出来るもの、或いは今後用地をお願いしながら全面的に改修しないといけないもの、いろいろあるかと思えます。或いは現場で

も出ましたように、例えば小学校の通学路としての確実な安全確保のための施策は別
にないかということも含めて、今後、地域或いは総合支所を入れて検討してまいりた
いと思います。

委員 吉永 民治 君

迂回路云々の話もあるわけですがけれども、この問題に関して学校と地域の方々と含
めて例えばその一方通行にするとか安心安全課等を含めて協議されたことはないん
ですか。

牧園総合支所 産業建設課長 白石 耕二 君

学校、地域やら陳情を申された方々と私どものほうと協議をした経緯はございませ
ん。

委員 吉永 民治 君

ということは、やはりこれを改良するにしても、或いはその離合場所を設けるにし
ても、すぐ今日明日の問題ではないわけですよ。例えばこの陳情採択にしてもです
ね。だから、やはり緊急性を要するというのであれば、やはり児童、生徒の安全を
確保するためには、そうした協議も必要じゃないかと思うんですね。一方通行にする
なりしますと、車は片側通行になりますので、かなりあの道路状況では余裕が出てく
るわけですから、子供たちの安全確保というのは出来ると思うんです。まずその辺か
ら取り込まれるのも、これは必要じゃないかなと私は感じるんですね。だから、そう
した中でやはり地権者との交渉とか、それを進めていく、或いはゲートボール場のあ
ったところ、あそこは法面立ち上げれば、かなりあと1mくらいは拡幅できる状況に
あると私は見てとったわけです。そして、その次の貝塚伊吹が植えてあるあれも、あ
れは恐らく道路法面に貝塚息吹が植えてあると思うんですね。あれも伐採して、法面
を立ち上げれば、あそこも4m以上の道幅になるんじゃないかなと。その先、勾配の
ある坂の部分については、先ほど蔵原委員からもありましたように、山のほうの地権
者との交渉というのも必要になってくると思うんですが、それは時間的にすぐ、今日
明日できる問題ではないですから、まず子どもの安全確保という意味では地元の方、
或いは学校、そして民生委員の児童委員を含めて協議をされた上で、安全確保のため
に、一通なり警察署のほう、或いは公安のほうに要請されるのも筋じゃないかなと思
うんですが、協議をなされていないということでございますけど、これは協議の必要
があるんじゃないかなと思います。どのようにお考えですか。

牧園総合支所 産業建設課長 白石 耕二 君

ただ今質問がございましたけれども、本日はPTA会長も、地区の自治公民館長さ
んもお見えでしたので、私どものほうで音頭を取りまして、その方々と緊急に必要な
安全対策等々について話合いを持ちたいと考えております。

委員 厚地 覺 君

参考までに申しておきますけれども、この件は文書では今回初めてですがけれども、

口頭ではもう7、8年前から地元では総合支所には出されております。

委員 宮内 博 君

この道路を利用する子どもさんの数が小学校だけで半分以上、50%以上の方がここを利用しているということで、私も大変利用率の高いところだなということで改めて思ったんだけど、部長の口述書では緊急性なども考慮しながら見当していくということであったんですけども、あそこにはちょうど下のほうにスーパーがありますよね、観音堂のですね。ですから、買い物に行く人たちもかなりあそこを通って行かれる方も多いんじゃないのかなと、そんなふうに今思ったんですが、歩行者の通行量、或いはその車両通行量の調査などというのはこれまでやった実績等はないんですか。どうなんですか。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

牧場竜石線についての通行量調査というのはしておりません。

委員 宮内 博 君

状況を聞くにつけて、かなり歩行者も多いのかなと今思ったところです。それで先ほど蔵原委員のほうからありましたように、ヒノキが植えてあるところの山林の部分は離合体として、今までおそらく本人の承諾なしで使っていたんでしょうけれども、そこに今石がもう積まれて、離合もできなくなっているというですね。だから、もしあそこで車同士が落ち合ったら、どちらかがずっと下がらなきゃいけないという。しかも急な勾配のところですので、そういうのでは非常に危険度も高いと。そこを子どもたちが通学するというような実情がやはり垣間見ることがありますので、とにかく打てる手立てを、どういのを先行して打ったらいのかというのを、その辺のことも考えた上で対策が求められると思いますので、当然その辺のことは考えたと思えますけれども、そういう理解でよろしいですか。

建設部長 篠原 明博 君

当該路線、非常に通学生、小学生の方が相当数いらっしゃる、或いはおっしゃいましたように、近隣の方々の生活道路の一部だという話も十分認識をいたしております。おっしゃいましたように、緊急性、やはり早急に出来るものは、なるべく地域の方、PTA或いは学校等と協議をし、できるものから対応していきたいです。そうなったときに、やはりそういった用地のお願いでありますとか、例えばPTAのそういった通学路としての位置付け、そういうものをソフト、ハード両方からいろいろ検討して参りたいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。他に質疑がないようですので、これで質疑を終ります。次に陳情第9号「陳情書(市道稲牟礼紫尾田線の改良工事について)」を議題といたします。執行部の見解を求めます。

建設部長 篠原 明博 君

陳情第9号 市道 稲牟礼紫尾田線の改良工事についての陳情書について、ご説明申し上げます。市道 稲牟礼紫尾田線は、横川町上ノの県道紫尾田・牧園線から、安良小学校横を通り、旧向陽中学校下までの延長 1,675mの道路であります。その内、安良小学校から、北園地区までの約 715m区間については、幅員が約 2.2mで、離合場所もない未整備な道路であります。昨年には、沿線の高齢者世帯から、3件の緊急搬送の要請がありましたが、救急車が通行できなかったことから、担架で搬送した事案や、普通乗用車が水田に転落する事故なども発生しております。市としては、今後計画を予定している次期農業農村整備事業の中で、整備ができないか検討しているところであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 池田 綱雄 君

ただいま説明が終わりました。これより陳情第9号について執行部への質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 徳田 和昭 君

現場でも少しお聞きしたわけですが、いくつかのパターンを考えたときのそれぞれの補助金とか経緯等についてはどのようにお考えですか。

横川総合支所産業建設課長 原田 修 君

今回は市道の稲牟礼紫尾田線という捉え方でございますけれども、これに市道だけの改良となりますと、過疎債を使って、いわゆる市の単独事業ということで考えております。それから農業農村整備事業でございますけれども、まだ確定はしておりませんが、今後進めようとしているのは、中山間地域、農業農村活性化整備事業ということで、国県の経営の事業でということで考えておりますれば、負担金は15%ということでございます。なお、15%の負担金の財源としても過疎を充当しようということで考えておりますので、相当数の市費の持ち出しは制限があるのかなと思います。

委員 宮内 博 君

現場での説明で、平成26年に認可を得て平成27年頃から事業としてやるのであればということであったわけですが、それからしますと、大分まだ完成まではそれは順調にいったとしましても時間を要する話ですが、まずは現地を見てみますと、確かに道路は狭い、そしてその下のほうは水田があって、危ないというような状況ですので、離合帯を何ヶ所か設けるというようなことで一時はしのぐことはできるのかなと思いましたが、またそういう土地もそういう目で見ればあるのかなと思いましたが、まずその辺あいまって対策をとるというような形というのは考えられないんですか。

横川総合支所産業建設課長 原田 修 君

地区の地元の方々との話しの中では、離合帯を設けてどうでしょうかというお話もあったんですけど、基本的には緊急車両は入って来られないねということで、その辺を一番苦にされていたようでございます。もちろん離合帯があればそれに越した

ことはないんですけども、現在のところかれこれ予算の都合やらありまして、基本的には緊急車両の進入が出来るような道路にしてもらいたいと、そういうのが一番の狙いであったようでございます。事業のほうも今先ほどおっしゃるように、27年度以降と非常に期間も長くなるわけですけども、その間については市の財政等もあろうから、何とか辛抱して待っていようと、そういう話もしたところでございました。

委員 蔵原 勇 君

今、宮内委員のほうからもおっしゃったんですけども、私は現地でも館長さんにお話したわけですけども、あの715mは確かに道幅の2メートル20狭いと。それと過去において担架で休患者を道を救急車のところまで運んだという事例もあるわけですけども、田んぼに落ちた車は家から出てきたところで落ちたというようなお話は聞いているので、道幅で離合帯でそのために田んぼに落ちたんじゃないんだなと思ったんですけども、確かに救急車を急ぐためにはどうしても1箇所2箇所、やはり地元の5世帯あるとおっしゃいましたよね。で、高校生が1人バイクで通ってらっしゃるとおっしゃいましたね。だから、やはり総合的に勘案すれば2箇所程度を当面27年以降の事業でされる場合は、処置を一応しておいて、次の次の会長さんは決まっていますけれどもとおっしゃいましたね、公民館長さんが。私の公民館長時代はこれでいきますけれども、次に変わった場合は引き継いで、やはり当面急ぐんだったら、2箇所程度、応急処置と言いましょうか、本当に困っていらっしゃるような状況ですので、そういうのはどうかというの思いました。ですから、地元の方々とも再度、今そういう考えもあるというようなことを伝えてもらってもいいかなと思います。

委員 細山田 為重 君

私も今回、ここの部分については初めて行って、ちょっと確認の意味で、今市道の場合は過疎債を活用していくということでしたよね。そしてもう一方は農村整備事業という説明だったと思うんですが、地域の方はこの部分を、黒の部分、ここの部分を広げてくれと、拡幅してくれという、これとこの農村整備事業は別という考えればいいんですか。あそこでもいろんな案がありましたよね。橋を架けるとか、それから川の堤防のここを何か整備事業でする方法もあるよとか、いろいろ3つ4つ案が出たんですが、今先ほど聞いていて、この部分が今農村整備事業の中とマッチしているのかなと思ったりするんだけど、ちょっとわからない部分があるからちょっと教えてくださいよ。

横川総合支所産業建設課長 原田 修 君

農業農村整備事業で整備するときのルートについては、紫尾田川がございましたよね。紫尾田川の左岸の農地に絡めて、農道整備ということと、それから鶏か何かいたところがあったじゃないですか、あの辺からについてはあの市道にのっけていくということです。だから、橋についてはあの鶏がいたじゃないですか。あの鶏のあの対面の右岸のほうですね。あちら側から取り付けをしたら結局緊急車両については、当初

の2戸、共同住宅と下平さんというところがカバーできていますから、その奥に来るのが、今あそこは今最短のコースなんですよね。だから、あの部分に橋が架かれれば、いわゆる解決はする話ではないかということですので、農業農村整備事業をする際は、堤防側の紫尾田川の左岸のほうを走ってきて、あの鶏がいたあそこで市道に乗って、それからその上については、いわゆる農道のまた関連がございますから、農道整備という位置づけで拡幅は出来ると、拡幅改良ができるということがございます。だから、ルートの的に市道を純粹に改良する話じゃなくて、そうすると非常に順番が後になってくるようなところなんです。まだ横川の地区の中でもまだ上位にくる路線というのはまだあるんです。だからそういうことからすると、稲牟礼紫尾田線というのはあくまでも農道というような位置付けの中で整備したほうが早く終わるんだということで認識をしております。だからルートの的に市道をずっと通ってくる路線ではなくて、河川堤防を部分的に使って、それからまた農道というような位置付けで、農業農村整備事業にはする形でのせるというふうには考えております。ルートが若干違うということで認識いただければありがたいです。

委員 細山田 為重 君

よく分ったんですが、今おっしゃることはこの部分を整備するには大変時間もかかるだろうと、それよりもこの河川の左岸の堤防の整備をしたほうが早いだろうと、今後の進め方はこちらの整備の方法で検討していきたいと理解すればいいんですね。

横川総合支所産業建設課長 原田 修 君

今委員のおっしゃるとおりでございます。

委員長 池田 綱雄 君

委員長を交代します。

委員長 細山田 為重 君

はい。

委員 池田 綱雄 君

今やりとりを聞いておきますと、かなりいろんな計画があつて進んでいるように聞こえてくるんですが、この陳情書を出す前に総合支所のほうに相談があつたのか、総合支所と協議をして出されたのか、出されていれば、今みたいないろんな計画を説明すれば納得をされたんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

横川総合支所産業建設課長 原田 修 君

昨年の10月18日に1日移動市長室が横川であつたんですけど、その際、山下公民館長が出て参られまして、現地で説明をされました。現地の説明の中でのやり取りの中でもどうしても市道の改良ということになると、とても順番に乗るにはすごい時間がかかりますよねということで、今計画をしている、こういう農業農村整備事業が平成21年、22年ところから、県のトータルプランということで事業の入り口の進め方をやってきていたわけがございます。その事業も全部が全部まだ固まっております。

でしたけれども、最近になりまして、ほぼ大体事業の全容を掴むことができているんですけれども、その中の集落道路或いは農道と、そういうような位置付けでする方法を我々は検討させてもらえないだろうかということで、地元の方々とは既に協議は済んでおります。ただ、事務局のほうにはそういうものは出たんですけども、議会の方々にもどうしても賛成していただきたいなということで今回の陳情に至ったと聞いております。

委員 池田 綱雄 君

今、色々説明がありましたけれども、いろんな計画が既に去っていると、私はもしこれが採択になってもそういう進め方になると思うんですよ。だから、これを、この陳情が出される前に総合支所を通過して、総合支所でこうなっているんだよ、こうだよと言え止まったのかなと思うのよ。それで納得されたんじゃないかなと思うんですが、だからちょっと聞いてみただけであります。委員長を交代します。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。（「なし」という声あり。）他にありませんので質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時 3分」

「再開 午後 2時 7分」

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。次に議案第41号「町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分府中町）」から議案第46号「町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分松木東）」まで、以上6件を一括し、議題とします。執行部の説明をお願いします。

建設部長 篠原 明博 君

町及び字の区域並びにその名称の変更についての、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号は、関連がありますので一括してご説明を申し上げます。市では、市街化が進行する地域において、市民の日常生活における住所及び事務所等の所在地の不便を解消し、行政事務の能率の向上を図るため、住居表示の整備を実施いたしております。そのため、住居表示を実施するにあたり、町及び字の区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。議案第41号では、国分府中の区域について、議案第42号では、国分野口の区域について、議案第43号及び議案第44号では、国分広瀬及び国分福島の区域について、議案第45号及び議案第46号では、国分松木の区域について、それぞれ区域を変更しようとするものであります。詳細については、担当課長が説明いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

都市計画課長 川東 千尋 君

本定例会で提案いたしております、議案第 41 号、同第 42 号、同第 43 号、同第 44 号、同第 45 号、同第 46 号「町及び字の区域並びにその名称の変更について」ご説明いたします。本議案は、住居表示実施に係るものでありますが、この区域の住居表示につきましては、平成 23 年 12 月議会におきまして、実施区域と、表示の方法を「街区方式」で行うということで、ご承認いただいたところでありまして、本市の住居表示につきましては、住み良いまちづくりの一環として、国分地区で昭和 49 年度から平成 22 年度まで 12 回に渡り、また、隼人地区では平成 10 年度と 12 年度に実施しており、これまでの住居表示実施地区の合計面積は、1,191ha、実施地区の世帯数は、実施した当時の世帯数の合計で 13,430 世帯となっております。今回は、大字国分府中、国分野口、国分広瀬、国分福島及び国分松木の各一部の地域において約 36ha、約 390 世帯を実施する計画といたしておりますが、その位置等につきましては、議案書の添付図面と別途カラーで配付いたしております参考資料、そちらのほうでご確認をいただきたいと思っております。本議案は、住居表示を実施するにあたり、それぞれの地域を、議案 41 号で国分府中町、同 42 号で国分野口町、同 43 号で国分広瀬二丁目、同 44 号で国分広瀬四丁目、同 45 号で国分福島三丁目、同 46 号で国分松木東という新たな名称で、町及び字の区域並びにその名称の変更をしたいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、これらの地域につきましては、昨年 12 月議会で「実施区域」と「街区方式で行うこと」についてご承認いただき、その後、「住居表示に関する法律」第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本年 2 月 7 日から 3 月 8 日まで町及び字の区域並びにその名称の変更の案の公示を行いましたが、その間、住民の方々から本案に対しての異議はありませんでした。今後の予定といたしましては、本議案をご承認いただけましたなら、必要な作業を行ったのち、本年 10 月 22 日に、該当区域の住居表示を実施することとしております。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今説明が終わりました。これより議案第 41 号から議案第 46 号まで、以上 6 件に対し一括し、質疑を行います。質疑はありませんか。

委員 宮内 博 君

一括での論議になるわけですが、今口述書のほうで今回の議案 6 件の中で 390 世帯が該当すると説明がされているんですが、41 号の府中から府中町という名前に変更になるというような所はそんなに抵抗はないんでしょうけれども、議案 43 号の広瀬と福島の一部を広瀬の 2 丁目にすると、だから福島が広瀬に入っているんですね。それと 44 号の広瀬の一部と福島の一部を広瀬の 4 丁目にすると 45 号の国分松木の一部を福島 3 丁目にするというこの字名がまったく変更になる所も含まれているものだから、まずそういう世帯がこの 390 世帯の中で何世帯ぐらいあるんですか。

都市計画課長 川東 千尋 君

手元に資料がありませんので、後ほど答弁したいと思います。

委員 厚地 覺 君

この最後に本年10月22日当該区域の住居表示を実施する、この10月22日という半端な数字はどういう意味ですか。

都市計画課長 川東 千尋 君

市民課の住基台帳との調整があつて今年ちょうどその変更の時期で本来は年度内で終わるのをこの件につきましては去年から今年にまたがって作業のほうはちょっと実施しているわけですが、そちらとの調整の関係で一番10月22日が妥当というような時期の設定をしたわけでございますが、一応そういった状況でございます。

委員 宮内 博 君

後で先ほどの件はご回答いただくとして、その事務的な流れの中での話であります。何世帯その大字の変わる世帯が含まれているかというのはちょっとまだ回答いただいてないのでわかりませんが、大字の変更となってくると勿論職権でその表示の部分についてはなされるということになるんだけれども、そこに個人の民家が入っていた場合にどんなふうに周知がされるのかなと、今まで福島と表示していたのが広瀬になったりする所が出てくることになるわけですので、その辺の事務的な処理はこの10月22日からするということでもいいんでしょうけれども、通常使用している住所等の変更についての手続というのは一般世帯にはどんな形で周知をされていくスケジュールになるんですか。

都市計画課長 川東 千尋 君

対象の区域の住居をそこに所有されている部分だけになりますが、そちらの方には各戸、ハガキなりで通知するということの手続になっていきます。

委員 宮内 博 君

そうするとよくわからないのでお聞きしますけれども、その郵便局等の扱いとか、そういうものも含めて免許書だつて当然本人が行かないといけない話なんですけれども。

都市計画課長 川東 千尋 君

当然、郵便局とかその他の行政機関についての変更というものも自動的になされるということになります。

委員 岡村 一二三 君

この今、住居表示が10月22日の関係なんです、住居表示が10月22日付けで変わったとすると、印鑑登録証明書も22日付けに変わってくると理解するんだけれども、その辺もこれでよろしいんですかね。どうも日付、10月1日とか11月1日とか今まで例があるんですが、この月の半端な日にちが設定されることになりますので、その辺は問題ないんでしょうか。

都市計画課長 川東 千尋 君

1つは先ほど申しました市民課の方の入れ替えの作業というのが週の初日の曜日、月曜日から入る関係でその土日も含めてその辺の作業が出てくるというような打合せになっておりまして、月曜日ということに限定したと、そうなってくると10月1日はちょっと作業上間に合わないということで11月1日は今、確認しましたら月曜日ではないと、市民課のほうができる範囲をいろいろ考慮して、しかも月曜日ということで限定した日が10月22日であったということをごさいます、11月1日もそれからあと一週間ちょっとなんですけれども、前回いろいろ説明会とかやっている中でやはり年賀状とかそういったところでできるだけ早く住居表示をしていただきたいということで、特にその切りのいい日にこだわらずに、こちらの作業上或いは住民の方々の利便性を考えてそういった日付になったということをごさいます。

都市計画課 都市計画第1グループ長 久木元 直人 君

先ほどの宮内議員からありました、それぞれの43号、44号、45号の内訳についてご報告いたします。まず43号これが福島が32世帯、広瀬が74世帯、44号が福島が1世帯、45号がここは全部松木で40世帯ということです。

委員 宮内 博 君

それぞれ戸数をご回答いただいたんですけれども、福島の32戸が広瀬2丁目になると、松木の一部が福島3丁目にというところのいわゆる大字の標記が変わるといふ所についてはかなり細かな説明が当然求められてくると思うんですけども、当初から計画段階から戸数は掌握されているわけですよね。それでこれまでどのような説明をどういう形でやってきているのか、そしてその方たちも含めて先ほどご説明があった不安に対する住民からの意見はなかったとふうに理解してよいのか。これまでどんな段取りでやってきたのかをもうちょっと説明いただけませんか。

都市計画課長 川東 千尋 君

この住居表示の作業については、昨年7月にまずその該当する地区の役員さん方に対しまして、説明会を行いまして、その時も当然範囲が決まっておりますのでその図面等を掲示してそれぞれの福島、広瀬のそのような状況についても説明をいたしました。それからその後各地区毎の説明会に入りまして、まず野口地区から実施をいたしまして、その後広瀬、福島の実施予定地区の住民の方々を対象にした説明会。そして府中、松木地区の予定地域の説明会ということで3回に分けてそれぞれの説明会を行いました。案内としては限られた区域でございまして、担当職員が各戸出向いて行きまして、そのチラシを配付するといったような形で、基本的には漏れなく各戸に案内を差し上げて説明会を行いました。ただ来ていただいた方々はそれぞれ3箇所について8名、20名、17名といったような方々でございまして、そのような中で一応当然大字が変わる方々も見えていたかと思いますが、特にその異議というようなことをごさいませんでした。その後住居表示審議会というような形で郵便局、それから警察

といったような関係の行政機関等の長の方々も含めた審議会を開きまして、手続を踏んだ後に12月の議会のほうに上程いたしたということでございます。

委員 宮内 博 君

特段、大字の変更になる方について個別に説明しているという話ではないですよ。今のところでは役員会とか自主的に参加いただく説明会ということで、今の数字を見ますと45人の参加ということになるようです。ですから2割も参加していないということになるんですけれども、特に大字が変わる所の方達の世帯というのはどうなんですか。高齢者が多くてなかなか状況が分からないとか、そんな心配はないですか。府中が府中町に変わるというような軽微な大字の変更がないというのはそういう心配をする必要もないんですけども、やはり実施までの間にそのところもう少し詳しく丁寧にハガキ一枚でこうなりましたということではちょっと説明が不足するのではないのかなと思いますので、対応が必要ではないのかなと思うんですけれども、全体の数を見ましても100戸に届かないですよ、73戸ですか、73世帯ということになるようですので、その辺は対応は可能じゃないかと思えますけれども、どうなんでしょう。

都市計画課長 川東 千尋 君

今度の区域の中にお住まいの方々はこちらかといいますと、ご存じの通り新興住宅地でございます、比較的若い方々の世帯が多いのではないかと見受けておりまして、こちらの案内に対する理解もそれから説明会をした時もその質問の主旨からしても中身については十分よく分っていらっしゃるのかな。後はその手続き関係についてのいろいろ質問というのはございましたけれども、その中身について異議というような事はなかったというようなことで先ほど説明をした通りでございます。あと一昨年と同じような形で舞鶴中学校の周辺も住居表示を行ったわけですが、あそこも上小川、福島ぐらゐが入り組んでいる所を中央6丁目という住居表示で全然また変わった表示にしたんですが、その後1年ないし2年経過致しまして特にこちらのほうのもトラブル苦情的なものが寄せられていないということからしますと、我々が比較的感じたところでは意外というか、さほど問題というのは生じていないのかなと判断しておりますので、個別にまた今後大字が変わる方々に対して個々に説明をするというような予定は今のところ持っておりません。

委員 宮内 博 君

先ほど私がそのことをいったのは、説明会に参加した45人の中で大字が変わるという対象の方がどれくらいいたのかは分からないとおっしゃっていたので、一番影響が大きいのかなと思いましたので、そのことを申し上げているわけで、どういう世帯の方達がお住まいになっているかというのも、今の課長の答弁では推測の域を越えていないのかなと、新興住宅で若い人が多いんじゃないのかなということでもありますので、ですから、ぜひそこはそんなに世帯の多い数ではありませんので、後々のトラブルにならないような形で10月までということであれば、もう少し時間があるわけですよ。

で、対策をとったに越したことはないと思いますので、丁寧な対応をぜひとっていただきたいと要請をしておきたい。

都市計画課長 川東 千尋 君

今、丁度業者に委託をして、各戸に表示板をうったりとかいうのもありますので、測量、調査が必要となってまいります。その中で一番確実なのはその世帯の方々と直接会うことだと思うんですけれども、先ほどおっしゃいましたチラシの配付につきましてはいらっしゃらない時はそのまま入れたりしておりますので、できるだけ今委員がおっしゃったような形で具体的にその方にご説明するとしたら業者を介しての手段になりますけれども、その世帯調査のときにその趣旨について特に大字が変わる方々についてはもう一回できるだけ口頭でその旨を連絡通知するという形を取らせて頂きたいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。「なし」と言う声あり）他にありませんのでこれで質疑を終わります。ここでしばらく休憩をします。

「休憩 午後 2時38分」

「再開 午後 2時55分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に継続審査となっておりました、議案第 77 号「霧島市景観条例の制定について」を議題とします。執行部の説明を求めます。

建設部長 篠原 明博 君

景観条例の制定につきましては、今までも数回いろんな委員会等でご審議を頂いております。市といたしましても、原案で何とかご審議を頂きますようよろしくお願ひいたしまして、一応それ以上の説明はありません。

委員 吉永 民治 君

修正の動議の提案申し上げたいと思います。最後の附則の所を見ていただければいいんですが、この条例は平成 24 年 10 月 1 日から施行する、ただし 5 章の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行するというようになっておりますが、この 5 章の関係についてはすでに 4 月 1 日というのは経過しておりますし、修正したうえで協議審査していく必要があるんじゃないかと思っておりますのでご賛同よろしくお願ひしたいと思っております。

委員 岡村 一二三 君

修正の話が出ましたが、提案されている条例が可決されたあとに、どうなるか分かりませんが、可決された後にそれから振落とせばいいと思います。このそれぞれ提出を頂きました会議録を見ますとそのような 10 月 1 日とかそういった話の中で説明もされていますので、決定、議決された後にそれが含まれてくると私はそのように認識しております。

委員長 池田 綱雄 君

今、施行日の修正案の動議も出ました。さらには最後までいって可決か、否決かわ

からないけど、否決になれば問題ないけれども、可決された時で修正案のその施行日の修正はいいんじゃないかという意見が出たわけですけども、皆さんのご意見は。

委員 宮内 博 君

せっかく執行部がおいでになっているので、この間の経過も聞けるかと思ったんですけども、ほとんどありませんでした。ただお伺いしたいことはありますので、そこらの議論が選考すべきところだと、今現在提案されている部分で、確かに吉永委員がおっしゃったようにその24年の4月1日という部分はありますけれども、それはこれを採決するかどうかにかかった時に整理をすればいい話ですので、まず前段の所では前回委員会を開いた後、実際委員会としてはやはり旧1市6町で少なくとも1箇所ぐらいずつは住民説明会を開くべきではないかということで、意見の一致を見て委員長の方から申し入れをしてもらったという経過があったわけですが、住民説明会をやる予定がないということで今日の会が開かれているということの経過を踏まえておりますので、まずはこれまでの議論の中でまだ未消化の部分があれば、その所を出してその上で議案についてどうするのかという順番的には出てくるのではないかなと思いますから、ぜひ条例の中身についてまず選考して、やり取りをやらせていただきたいと思います。

委員 吉永 民治 君

今宮内委員が言われたように議案審議でありますので、これは景観審議会の設置というのも議案の一部ですから、これの施行日というのが、日程的に議案の中では4月1日となっておりますので、すでに経過しておりますから、これの日付についてやはり変更する必要があると、変更したうえで中身についても審査、審議が必要になってくると私は思うんですね、やはりその辺りをご理解いただければなと思います。もう一言いうなれば、条例そのものの中身についてご審議いただければいいわけですけども、やはり5章は条例の一部でございますので、ずれがあれば修正しておくべきでないかなと考えたからご提案申し上げたところです。

委員 宮内 博 君

たしかに過ぎておりますので、過ぎていっているのは2ヶ月以上前の委員会でもうすでに経過をしているわけですね。ですからその委員会を開いておりますので、それでその継続性からいったらそっちのほうを優先したほうがいいんじゃないかと、当然今回どういう結論になるかによって、その4月を6月にするのか或いは8月にするのか10月にするのかというのは、まだ先に変更になる可能性もはらんでいるということも言えないんじゃないかと思っておりますので、今の時点で変更ができるかなというのは思うんですよ。ですから議論が尽くされた段階でのほうが、よりゆとりを持って時間の設定ができるんじゃないかということからありますので、吉永委員のほうもどうしてもこっちのほうで議論したいのであれば、そっちを先行してもいいということですから、それであればそうさせてほしいなと思います。

委員長 池田 綱雄 君

しばらく休憩します。

「休憩 午後3時2分」

「再開 午後3時6分」

委員 岡村 一二三 君

吉永委員から動議の提出があったわけなんです、その動議については日付のことだったと思います。ただ、私執行部から提出を頂きました。第3回の霧島市景観計画策定検討委員会これは庁内の各部長等の会議であります、第3回の4ページの真中ほどに企画部長が条例の制定はいつ頃を予定しているのかと、事務局としては届出対象をどうするかなど計画の条例はセットになっており、条例の議案は今年の12月議会に提出したいと考えている。執行に関しては周知期間が必要であり、周知期間を半年ほど置く事例が多いようであると、実際には届出の部分については来年度の途中から施行するかたちになると考えているというようなやり取りがあった中で、4月1日が生まれたり、施行日を10月1日が設定されたりということになっているようです。したがって、まだ継続審査中でありまして、この継続審査を今日採決するのかどうかもまだ議論は今からされるわけですので、そうでしたよね。自由討議、討論、採決などという裏面にありますので、その中で今回提案されている、条例案を採択ということになった時にそれを動議については議論をしていけば私は事は足りるんじゃないかと思えます。でないとまた繰越しになりますと、継続審査になりますと、また日付が変わってきますので。以上申し上げておきたいと思えます。

委員長 池田 綱雄 君

皆さんそういうことでいいですか。（「意義なし」という声あり。）

委員 吉永 民治 君

私も実際問題としては採決後でもいいと思ったんですけども、ただ休憩の時間の中で皆さんのお話の中で、修正を加えておいたほうがいいんじゃないかということがありましたので、それを動議として提案させていただいたわけですが、内容についての審査が終わってからも結構でございます。取り下げます。

委員長 池田 綱雄 君

それでは取り下げということで、執行部の説明は他にありませんか。

建設部長 篠原 明博 君

平成24年5月11日付けで市のほうに資料提出の依頼があった分について若干補足といいますか、説明をさせていただきたいと思えます。1番目にまず、市民アンケート結果資料及び検討委員会、協議会等の会議録をとということでございまして、その会議録等につきましてはすべて別添のとおり、資料としてお出ししたところでございます。それから2番目に届出を要する行為の面積を再度検討し、結果報告ということでございました。この件につきまして、私どものほうでいろいろ内部検討しましたけれ

ども、今までの委員会でもお話をいたしてきましたけれども、今回の届出対象行為の規模の設定でございますけれども、職員で構成いたします、霧島市の景観計画策定検討委員会或いは外部委員で構成いたしております霧島市の景観計画策定協議会及び霧島市都市計画審議会等における審議、それとパブリックコメント制度による公表意見募集等の手続きを経て最終的に議案として提出を取りまとめて提出をいたしているものでございます。これまでのいろんな経緯を踏まえて市として最終案として提出をいたしました。また、そういった霧島市の景観審議会の設置を今回の条例で定めておりますので、制度施行後においても市民の意見の反映による内容見直しというものを可能といたしていることもありまして、現時点においてはこの届をする行為等の面積の検討というのは、想定見直しの検討はいたしていないということでございます。今後、私ども景観につきましては昨年の12月に提案をいたしまして少しでも早い景観の保全或いは育成というものを進めていきたいと考えておりますので、再度ご審議をいただきまして、採択いただきますようよろしくお願い致します。

委員長 池田 綱雄 君

只今、説明が終わりました。これより議案第77号について質疑を行います。質疑はありませんか。

委員 岡村 一二三 君

今、部長の方からこの面積要件の関係とか、いろいろ説明がなされました。審議会等の会議録も頂きました。最も広く住民の意見をとりまとめたのが住民アンケートだろうと思います。回収率も悪いですけれども。その中でですね、408件が市全域へのゆるやかなルールと景観形成において重要な地区へのきめ細やかなルールの両方を設ける方が言いというのが、33.4%で一番多い数字が示されております。それと見直しの話しも出されましたが、委員会です、計画策定委員会ですかね、この会議録を見させていただきました。この中で、先程部長は見直しもできるというお話でございました。委員会の中でこのような発言がされております。計画策定は国の施策として進めているのだろうが、昔、国が説明していた高速道路は10年経てば無料になるという話はうそだったという委員の発言がなされております。そうしたところですね、時代が変わり1,000㎡以上という開発行為の届出基準が時代にそぐわないということならば、基準は見直す可能性がある、可能性がですよ、今の段階で何年で見直すという基準は決めていないと事務方が説明されていらっしゃるんですが、この辺のことをこういった協議会でのやり取りですね、質疑、事務局の答弁を考えますと、どうも高速道路ではないけれども、そのままいくとなかなか改正ができないと、いうふうに理解するんですが、その辺についてはどうなりますか、例えば、農振見直しは5年ですよとか決めてありますよね、農振農用地の見直しは5年間ですよとか、それは全然ないわけですので、この委員会でも5年とか10年とか括りがあるという発言がなされているようですので、その辺のとらまえかたはどのように。

都市計画課長 川東 千尋 君

只今おっしゃいましたアンケートの全市へのゆるやかなルール、そしてその後続く景観形成において重要な地区へのきめ細やかなルールの両方を設ける方が良いという方が3分の1ほどいらっしまったということをございまして、これにつきましては計画でもご説明致しました景観育成地区という、今後できるだけ景観をもっとほかの地域と区別していかなくてはならないと考えられるような地区につきましては、更に細かなルールを作っていくと、その他についてのゆるやかなルールというのが、その具体的に数字を示したものでもございませぬので、こういった区別が必要だろうと、もっと重要な保全すべき地区については、ある意味規制の厳しいやり方をするという意味で、我々としては受け止めながらこの計画を策定してきたところでございませぬ。最後におっしゃいました、ある委員から出ましたその期間については、手元に探せないんですが、確か私に記憶によりますと、今委員がおっしゃいましたように5年とか10年とかいう期限を区切って、その見直しをすべきというようなことをございませぬが、他の例をみてもあまりそのような例はないと。逆に5年、10年という期間にとらわれず、景観審議会というものを設置して、その中で可及的に見直しが必要であるとすれば、そこの期限を待たずとしてもですね、例えばそういう必要性も生じるということで、柔軟な期限ということでそのような期限は設けないという方向で今考えているところでございませぬ。おそらく前の審議のところでも言ったかと思うんですが、景観審議会を施行の前に、事前に立ち上げましてそれから半年後に全面施行となるわけですが、1年2年と経過していく中で、市民の方々、或いは議会を通じて、今の数字的に非常に厳しいというような問題が出てくるようであれば、それを審議会に諮りまして、5年10年といわず、早いうちにそういった見直しの審議をしていただくというふうに今考えているところでございませぬ。

委員 岡村 一二三 君

今、提案されて審議中ですよ。今本当に都市計画課長はそうに心底考えていらっしまったと思います。但し、職員の入れ替わりもあります、部長も入れ替わりがあります。1年2年と、私は先に高速道路の話もしましたが、それは委員会で出た話なんですけれども。変わってくると、いうことは想定できます。それは当時の部課長が言った話で、全然それは当局としては考えていないという事になった時はどうなのかと、いう危惧をしているからお尋ねしたわけで。あとですよ、住民アンケートの中で、

回収した中でですよ、このアンケートに協力された方、職業別をしてみますと無職、専業主婦、学生などが447人、5ページなんですけど、36.6%を示しております。かたや農林漁業者、農地等を農林業をされる農地、山林を利用される方の回答件数は35件、全体の2.9%です。本当にこのアンケートの結果の中身が全市民に理解できているのかと、景観条例を作ることに對してですよ。そこも危惧しているわけなんですけど、

この辺についてはどのような判断をされていらっしゃるのか。

都市計画課長 川東 千尋 君

このアンケートにつきましては対象が一番最初に書いてありますように、20歳以上の市民の方を対象として、3,000人を無作為抽出ということで、特に職種にこだわって調査をしたわけではございませんので、そういう結果になっております。逆にアンケートという趣旨から考えれば、結果として農林漁業の方々がそういう数値になっているということですが、職業にこだわってアンケートを取ること自体が一般的な考え方、景観に対する考え方ということに偏りがあってもいけませんので、一応、無作為に抽出したアンケートの結果というふうに捉えております。

委員 岡村 一二三 君

そのアンケートの取り方はそれぞれ考え方があるでしょうから、それはそれでよしとしても、中身が実際本当に制約を受ける人の集計結果がどうなのかと、2.6%しかありませんので、制約を受けない人、無職とかですよ、専業主婦とか学生など、そっちの方が回収率が高くて、そういう結果になってしまっていますので、そのことを質疑をしたところですよ。あとですね、この協議会の中で事務局の発言でですね、わが街の自慢の景観について語りあおうということで、地区自治公民館長に集まっていたらそれぞれの会の中で代表の方が、他の地区の方に自慢するような形で説明しており、そのような点も考慮したいという、事務局発言なんですけど、この事務局の発言はですよ、自治公民館長さんにも確認をしましたがけれども、この面積用件とか、罰則要綱とかそういった話でなくて、ここに言われているわが街の自慢の話をしてくださいという話で、そういうことになっているんだと。考え方とすれば、誘導尋問の形じゃなかったという発言も聞こえてきました。その件についてはどのように説明していただけますかね。

都市計画課長 川東 千尋 君

これにつきましては先の委員会でもお話ししたかと思うんですが、この会の経緯の中で、公民館長さんを対象としてそのような経過の優れたところを出し合ってもらう会を開いたと、各地区でですね、それにつきましては当然計画を作る以前の段階での話ですので、アンケートと同じくこれから計画を策定するための参考として頂いた意見ということで、当然、策定されたその案についてお話しするといったような趣旨のものではありませんでした。先程の答弁とも重なるんですが、アンケートとかご意見を聞くというのは、規制をかける方々の意見も当然必要ではあるんですが、まず、広く市民のいろんな階層の方々から、その景観についてどのように考えるかということをいろいろ募った上で、計画を作っていくのは市民の代表である委員の方々、地域審議会から1人ずつ選ばしていただいたわけですが、そういった方々とか、学識経験者とか、そういった方々を中心にして素案づくりをしたということで、今後、その内容については周知をしながら条例の施行に向けていこうという考えでおりますので、今委

員がおっしゃいましたように、館長さん方を対象にした会の中では、そのような規制の内容についての話ということではございませんでした。

委員 岡村 一二三 君

あと、2点ほどまず聞いておきますが、建物の色の話がなされております。企業イメージで全国規模で色を決めている企業についてはという話です。企業のカラーはある程度残しつつ、折り合いをつけていきたいという答弁がなされております。よってですね、企業進出のダメージはという話だろうと思います。そこで答弁をされて、実際に運用が始まってみないとなんともいえないと。こういう事務局の答弁があったようです。更にこの協議会の中でこういう発言も委員がされておりますので、私ちょっと理解しづらいんですが、この発言の中で最も特出されるものが、街の景観と決まったことのように表示するのではなくて、住民の意見を集約したものとして表現をすると、市民が身近なものとして感じられるのではないかと、住民の方々の熱い思いが引き出せるような体制をとってはどうか、というのが一点。そして市で決めたものという印象を持つと思う人が多いと思うので、そのような印象を払拭するためにも、住民の意見が反映されたものであるということが分かる表現にしたほうがお互いの交流も深まると思うという発言がなされております。何を言いたいのかといいますが、景観計画の策定にあたっては住民の意思を反映させるための公聴会ということですので、これが公聴会にあたるんでしょうけれども、景観策定委員会とか、景観計画協議会とか、都市計画審議会、パブリックコメント制度によるこういった事もやっていますので、公聴会に該当するんでしょうけれども、この景観法です、主な内容は住民による景観計画の提案や、住民合意による景観協定の道も開かれているわけですので、執行部がですね、おっしゃっている議決を受けたあとですよ、一般市民へは市報等でお知らせをするというような発言をされております。決まった後、市民に広報誌で高揚しても市民の意見は反映されてこないと思いますが、この辺のことはどのように考えてこの条例を市民の意見のある程度参考としてできたものですよという説明をされるおつもりなのか。先程も、繰り返します。景観法は住民合意による景観協定を可能にする法律ですので、お尋ねしておきます。

都市計画課長 川東 千尋 君

今委員がおっしゃいました議事録の件は、今確認をして見ているんですが、学識経験者の方がおっしゃったご意見が主でございます。まず、企業進出のダメージということにつきましては、そのような議論もありまして、ただ、その中で学識経験者の委員の方がおっしゃいました、どこかに出てくるかと思うんですが。やはり世界的、大きな企業というのは逆に売りにしているというところがあるから、そういった色に対する規制というのは、やはり必要ではないかというようなその種のご意見を頂いたようにも記憶致しております。あと、分かりづらい部分の住民の方々の熱い思いが云々というところを今見てみるんですが、これにつきましては今、添付資料でこちらも付

けようとしております、先程申された地区の館長さん方がどこが良いというような景観について、示した地図がありまして、そのタイトルの中身の話で、こちらにありますけど、アンケート結果は住民の声を集めたものであり、タイトルを街の景観と決まったことのように表示する、これはその館長さん方がおっしゃった景観のいい場所を落とした地図について街の景観というようなタイトルにしているから、これについては住民の意見を集約したものとして、分かり易くもうちょっとタイトルを打ちなおしたほうが良いんじゃないかというようなご意見でこのような記述になっているものでございます。そのようなことから、特段進めていく中で、この委員の方もこの景観の規制のことについては、非常に広い見識をお持ちの方でございまして、基本的にはそれに対して意義が云々というようなご意見ではなかったというふうに記憶をしております。

委員 岡村 一二三 君

あと一点、お尋ねしたんですが、この協議会の中でですよ、先程お尋ねしたんですけども、来年10月1日施行を考えていると、このことは非常に大事なことでして、面積用件、それと住民説明会をしてもらえないかという主張もあったわけですので、この協議会でどういうことを言っているかというのと、来年10月1日施行を考えている、それまでの間に建築士などの団体には出向いて説明を行い、一般住民向けには広報誌などで周知するよう考えているという発言です。だから住民説明会をしてもらわないと困るという話に繋がるわけなんですね。委員会では事務局はこういう説明をされておりますので、なぜこれを言うかというのと、こういったものを安易に議決機関の議会で決定してしまうと、私共の決定は責任重且つ大だという思いがありますので、住民説明会をしてもらえないのかという話に繋がったということなんです。この一般住民向けには広報誌などで周知するよう考えている、これ間違いないですね。おっしゃっていることで。

都市計画課長 川東 千尋 君

そのように回答したと思います。補足しますと今委員がおっしゃいましたように、特に建築について申請等の際に立たれる建築士等の方々の団体については、特別な細かい説明も必要であるということで、その団体のところに出向いて説明をすると、それから一般向けに広報誌等で紙面を割いて、この件には広報しようと考えておりますが、いずれもこれが条例化されて施行になったあとには、そのような周知期間の中でそういったことで対応していくということでございます。

委員 宮内 博 君

議事録を拝見させて頂いたわけですが、アンケートについてもどういう意見が寄せられているか集約をされている件については見させていただいたんですけども。特に市民の皆様が一番問題として感じているのは、設問の8のところにある景観の問題点の中でも次から次から出てくるのは、道路脇の雑草とかそういうものを何とかしてもら

えないかというのが本当に多いんです。それで実際に身近なところの景観が台無しになっているということの意見というのは、たくさん出されていると思います。霧島と桜島の景観もですね、本当に大事だとたくさんあるわけですけれども。さきほどありましたように実際にその規制を受けるですね、一定面積を超える場合に提出しないといけないような規制を受ける方からの意見というのはなかなか出て来ないですよ、それで1,000㎡を超える規制の届け出の関係についてはですね、委員会でも議論をした経過が見て取れるんですけども、そこでは先程ありましたように、これは1回条例を作っても見直しが必要だからというような話ではあったんですけども、もう1つ市のほうで面積等について届け出の義務化がされている伐採等の面積、500㎡というのは薩摩川内市や出水市などと比較をしても、大変小さい面積であっても届け出をしないとイケないという規制になっているだけけれども、議事録を見る限りこのことについて、議論をされた経過が見て取ることができないだけけれども、どこの委員会ですらでどういう形で議論されているんですかね。

都市計画課長 川東 千尋 君

今委員がおっしゃいましたように1,000㎡につきましては、結構議論がされましたが、一通りの説明は全て、面積要件等につきましてもした結果、1,000㎡の議論が集中したということで、500㎡については特段の議論がなされなかったということでございます。

委員 宮内 博 君

だから、当初からそのことについてはいわゆる街部と周辺部と同じように画一的に括りつけるということではなくて、それこそアンケートの中にあるように、緩やかな形での対応というのは求められているだけけれども、やはり603km²という広大な地域を抱えているこの霧島市の特性にあった形でのそういった議論が私はまだまだ不十分と言わざるをえないと思うんですよ。だからこそ住民のところに出向いて説明会などもきっちりやると、いうことを主張してきたわけですけれども、そこら辺のところについては今回の事務説明会は開きませんと、というようなことで回答を頂いているということなんだけれども、部内では委員会の議論を受けて、どんな協議をしてきたんですか。

都市計画課長 川東 千尋 君

この500㎡、1000㎡の議論につきましては、部内でもいろいろと最初の委員会以降ですね、この辺にご意見がありましたので、その辺を踏まえて話したところですが、この木竹の伐採につきましては、その行為自体が自然景観に直接的に大きな影響を与えると我々も考えているところでございまして、例えば、中山間の地域を揺るかかにしろというご趣旨のご意見かと思うんですが、やはり緑が豊かなところ、或いは開発が進んで特にそういったところがほとんど見受けられないこういう市街地ですね、についての面積の区分となりますと、逆に緑が多いところほど保全しなさい

というような議論もありまして、そういったところから今の現在のところでは市内全域を景観区域ということで括りまして、一定の面積の形にしているという状況がございます。市域の中で国立公園を有している霧島市ということで、今おっしゃいました例えば薩摩川内と出水については、そういった区域はないと。それから鹿児島市も唯一、霧島市のほかに国立公園としては桜島があるわけですが、そちらについては溶岩原とか、そういったことであまり緑を売りにしている地域ではないということから考えますと、先進、そういった3市に対しては、霧島市としての独自性を出すということからいきますと、若干そちらより厳しい面積要件に今しているというような状況でございます。あと先程、アンケートの話もでしたが、その中で山や川、海などの自然を守るというようなご意見というのが、やはり3分の2程度の市民の方がそう思っているらしいとといったところから、やはり恵まれた豊かな自然というもの、特に中山間地域の自然を含めて保全するというのは必要ではないのかなと、いうふうに考えております。そういったことで今回そういった面積でご提案をしているということでございます。

委員 宮内 博 君

私が言っているのは、規制をもうちょっとゆるくしろとか言っているんじゃないくて、直接関わりのあるところに、きちんとその辺の条例を作る前の手続きとしてしっかりと説明の機会を持つ必要があるんじゃないかと、有識者が集まって検討委員会、協議会というのをやっているけれども、実際アンケートに答えた方も本当に3%不足の人しか農林漁業の方達というのは入っていないと、代表者の中にもそういう事に従事している方達というのは入っていないと思いますけれども、であるならそういった方達の意見が反映される機会というのは非常に少ないということでもありますのでやはり現地のほうに出かけてきちんと説明をするという機会は担保すべきではなかったかということをおっしゃっているんですよ。どうなんですか。

建設部長 篠原 明博 君

今回の市長への資料提出があった時に、一応中身の検討は私共、建設部の提案でございましたので、建設部内で検討をいたしまして、一応議会の方に報告を致しました。その後、市長のほうにはこういった形で部で検討し、今後こういう形で再度の見直しについては検討は今のところ考えていないということをお報告をいたしましたということで、市長の方には別途で決裁をもらっております。

委員 徳田 和昭 君

この6月議会の部長達、土地対策利用対策要件についてのやり取りをやらせてもらったわけですが、私は合併前に平成16年、17年、2回に渡ってこれを指摘したということも部長のほうには申し上げております。その中で他の自治体のももの見ながら、見直しをしていきたいというふうに答えていただきましたので、今回はこれで安心しましたがけれど、この景観条例につきましても私は1日も早く施行すべきであ

ると考えております。しかし、都市計画区域の有無とか、うちは用途指定もしているわけですので、こういう段階によって分けるべきであるということも言ってきて、それが委員会の中で通っていかないわけですよ。部長、そういう中で、やはり将来に向けて見直しをしなければいけないところがあれば、また、していくとおっしゃいますが、同じ協議園で協議をしていく中で、その見直しに気付くだろうかと思うわけですよ、自分達が決めたものは受け入れるのに何年も皆かかるんですよ、そういう中でどこでその見直しについて担保されるというふうにお考えか、それだけお伺いしていきます。

建設部長 篠原 明博 君

今、私共はこういった形で条例という形で市民の皆様こういった景観というものに意識を持ってもらって、共に景観を守りましょうということで進めるわけでございます。先程おっしゃいましたように、今後の担保的なものということでございますが、やはり市が今後こういう形の方角でより機会を設けて市民の方々にこういった条例に基づく景観を市民の皆様理解を頂いて共に景観保全、或いはそういった形の景観についての方向性を同じ意として進めて参りたいと考えているわけでございます。そういった中で、先程から出ております今後、例えば事例として、例えばどんどん今後、そういった具体的なお話が出てくるかと思えます。先程もちょっと土地利用対策のことが出ましたけれど、やはり各地域によりまして、そういったものを進める中で想定外、想定するものを問題がどんどん出てきているというような中で、運用の中の見直しというのを当然やっていくというのが、やはり市としては受け皿として持っていないといけないと考えておりますので、やはり私共が一応市の方針、こういったいろんな中でいろいろな協議会、検討委員会、そういった一つの方針を定めまして、是非、市民の方に一緒にこういう形の景観を共に守りましょうということを進める中で、具体的な例えば施行日以降はいろんな相談、或いは地域によってはこうだこうだといういろんな問題が出てくるのは、当然であると思えます。そういったものを踏まえて先程出ましたように、私共もやはりこう言った霧島市がもつ最小限、或いは最大に守らないといけないものは持っているつもりでございます。そういう説明をする中で、どうしても市民の皆様がやはりこれはこうだというご意見等がどんどんでてくれば、この景観協議会、設置いたしますので、その中で議論をしていって、市民の意向というものはどこかの形でそういった受け皿というのは持って、常に対応する気持ちではあります。ただ、現状においてはまず、市民の皆さんで私共、市のほうが市がおかれた立場、地域を見た時にこういった一つの基準の中で皆さんお願いしたいというのが、私共一番のお願いをする状況だと思えます。そういったことを今後、充分説明をしておいて、説明する中で運用していって、或いは具体的にそういったものが出て来た時に、やはり検討すべきものは検討するという方向でも我々はあえて市民に対しての市の対当すべき、一つの課題だと思えますので、そういうふうと考えているところです。

委員 厚地 覺 君

今、見直しの件も出ましたけども、一旦決めてしまえばなかなか見直すということは難しいと思います。例えば、見直しというのはどのような手順を踏んでやるのか、一般市民が見直しをしてくれと言っても決まった以上はそう審議会で必ず否決されるんですよ。例えば、地熱開発の問題など柔軟に対応するという話もちよっと伺いましたけれども、これも景観条例と同様に地方は締め付けないというような文言は入れられないですか。

都市計画課長 川東 千尋 君

この施行されたあとに、そのような不都合な部分、或いはそういったところが何箇所も出てくるようであれば、当然その事実を受けて新たに設置される景観審議会の中に図って頂いて、またその方々の意見を聞いて、我々のほうで見直すべきところは見直すという形になって行こうかと思えます。1件ただ、市民の方が言ってきたじゃ、なかなかかなんでしょうけれども。そういった事例が例えば500㎡と1,000㎡の間で、具体的に言えば700㎡切るのに、不都合だったから1,000㎡にしなさいよと、今言うような話になってくるでしょうから、そういったところを見極めながらその面積要件というものについては、いくつかの事例を確認した後に、景観審議会の中にそれを提案して、見直すべきかどうかという議論をしていただくことになるかと思えます。

委員 厚地 覺 君

だからそういう問題が生じる前に500㎡を1,000㎡とか、1,000㎡を3,000㎡とか、今でやっていけばいいわけですよ。なかなかその審議会がそれは良いがというのはないと思いますよ。

都市計画課長 川東 千尋 君

どうしても数字の議論なんですけど、1,000㎡でどうだったかというのは、後々になって見ないとわからない部分があるわけですよ、1,000㎡でもいけなかったと、やはり3,000㎡が良かったとか、いうことの当然、広い議論になるとそういう議論になりますから、ですので今で500の1,000のというのがどこが適切かというのは、なかなか市民の方々の今後のご意見を広く聞かないとわかりづらい部分もあるかなと、いうふうに考えているところです。

委員 厚地 覺 君

その辺が、国分隼人の土地に建物を作る場合は500でいいんですよ。それと今度は周辺の場合は農家は1,000㎡以上倉庫は必要なわけなんですから、その辺を最初から決めていたらいいんじゃないかと言うんですよ。

都市計画課長 川東 千尋 君

その件につきましては、先に文章でも回答いたしましたとおり、部長も先程お話ししましたが、制度施行後においても市民意見の反映による適正な見直しという形で考え

ておりますので、現時点での見直しというものは想定致しておりません。

委員 吉永 民治 君

一つだけお尋ねしておきたいんですけれど。先程、徳田委員からちょっと話が出ましたけれども、今、土地利用対策要綱ですね、例えば農業委員の方もご存知ですけれども、5条等やる場合は、500㎡が限度と、或いは農業用施設については1,000㎡というのが現在決まっているわけですよ。だからそれと整合性のある意味持たせるための景観条例の中で500と1,000㎡と謳われたんじゃないかと私は解釈しているんですね、だからそういう意味では、今数字をそのまま霧島市になってそれが6年間続いてきておるわけですから、例えば、合併前の隼人町辺りは同じく500、1,000㎡というのを数字を決めておりましたし、これは当時国分市もそう、それから牧園でしたかね、もそうであったように、溝辺と霧島が300㎡でしたか、というような数字を決めて今までずっとやってきているわけですね、ただ、横川と牧園がそういう両要綱の中に1,000㎡というのが謳ってなくて、都市計画法に基づく3,000㎡というのが一つの要件となっておったわけですが、霧島市となってこの6年間、500、1,000㎡で何か問題が起きたかという、私はなかったんじゃないかなというふうに私が知る限りでは思っているわけです。だからそういう整合性を持たせる意味で当分の間は500、1,000㎡で景観条例を走ってみてですね、おっしゃるとおりそれでそれなりの不満なり不平なり問題が生じたが場合、トラブルが生じた場合は、この景観審議会の設置条例の中にあります条文の中にあります、19条ですね、2号景観の変更に関する事等、或いは3号の景観計画された基準の運用に関する事等、こういう条文に謳い込んであるわけですから、そういった問題が生じた場合は、やはりそういった審議会の中に諮ってですね、変更していく手続きを踏んでいくということで、私はよろしいんじゃないかと思いますが、その辺についてはどのようにお考えなのかですね、はっきりとご答弁いただければ良いんじゃないかなと思います。

都市計画課長 川東 千尋 君

この数値につきましては、今委員がおっしゃいましたように旧町、溝辺で300とか隼人で500、国分で1000とかいった開発上の数値もあったり、あとやはり全国的な基準、或いは県内のさきほどからお話でます基準そういうところから面積についてはこちらのほうでは色々検討して今出しているという部分がございます。その見直しというものにつきましてはさきほどらい言ってますように委員がおっしゃったとおり執行部としてもそのような考えでございます。

委員 厚地 覺 君

今のものに関連してですけど、やはりですね農業用施設を作る場合は農業委員会の許可も必要だ、或いはまたこっちの許可も必要だと、2重になると思うんですよ。その辺が金もかかるし、だからもっと柔軟にできないかと私は言っているわけです。

都市計画課長 川東 千尋 君

また、さきほどらい言ってますように届出としては出していただく必要が当然生じるわけですが、届けに対してこちらがそれを建設できないというようなものではございませんので、届けをするかしないかというところについて言えば農業委員会とかそういう許可と一緒に届けだけを1枚紙で出していただくというようなことだけは一応手続きとしてしていただきたいという趣旨の条例でございます。それと木の伐採も一緒なんです、おそらく林務のほうに聞いて見ますと森林計画に乗った山林であれば木を1本切るのにも届けを出すというような部分もあるとすればそれと一緒に500㎡こちらは1本じゃなくて500㎡ですので、500㎡以上については都市計画課のほうにも一緒に届けを出していただくというような内容でございますので、その規制についてそんなに細かく締め付けるというような内容ではないのかというふうに考えているところでございます。

委員 厚地 覺 君

許可申請が無料だったらいいんですよ。

都市計画課長 川東 千尋 君

届出については手数料は無料でございます。

委員 岡村 一二三 君

もう1点だけお尋ねしておきます。さきほどからお尋ねしている協議会の中ですね、委員さんの中から特定の地域を示していらっしゃるんですが、天降川の寄洲についての意見がだされているんですが、事務局のほうですね今回の計画の中で河川の周辺をよい景観にしようという大きな方針を立てることとしており、今後は計画に沿ってそれぞれの事業で取り組んでいくことになると考えているという説明がまず最初にされています。どのような事業があるのか、それとその後ですね現時点では補助制度など具体的な事業を盛り込むのではなく基本方針までとなるのかこういう2つの分けて答弁がなされてますので、まず、景観条例を制定するとどういった補助事業、事業計画が伴ってくるのか、そして具体的な事業、基本方針、これがどういうふうに地域に影響してくるのか、ちょっと具体的に中身を教えていただけませんか。

都市計画第2グループ 主査 森山 勇樹 君

さきほどの件についてですけど、その意見が出た内容としましてはおそらく個人の財産が絡んでくるけれどもそういったものに補助を出すのかとか、例えば個人の山林が景観が悪いから木を切った時に、そういった個人がする事業に対してお金を出すのかといったことの中でそういう答弁が出たというふうに記憶してはありますが、こちらの考え方としてはこれまで霧島市としての景観というものに対する方針が全くなくて、景観という面からの規制というのができなかったことに対して今回初めて守りたい景観はこういったものでありますとか、こういう景観については今後形成を進めていこうということで、今回景観計画を作ったと、その中で市としての方針とい

うの初めて示されればまた林務の分野でありますとか、河川の分野でありますとかにつきましては、それぞれの事業の中で、何か事業をする際にも、市の景観の方針ということに沿った形で検討して参りまして、個別の事業についてもその中で考えていくということで答弁をしたということでありまして、現時点で例えばこの景観計画を作るからこういった補助制度ができるということまで決まっているというものではないかというふうに考えて答弁をしたところでございます。

委員 岡村 一二三 君

ちょっと私の設問と合わないと思うんですが、第2回ですね昨年の3月17日の策定協議会の会議録の1ページの一番下、委員さんが天降川の葦が大変茂っていると、水害の関係、川底を下げたり、葦を刈り取るなどなんとかしてほしいという発言に対して、そういった、今後は計画に沿ってそれぞれの事業で取り組んでいくとなると考えているということを事務局は説明されていらっしゃるのじゃないですか、そういった事業をはめ込んで答弁されていらっしゃるのかということなんですよ。

都市計画課長 川東 千尋 君

今委員がおっしゃってるこの議論の中身といいますのは、具体的に川の中の葦とか草を刈り取るということについては、この計画が策定されるとその計画に沿ってやはりきれいにしなければいけないということになってきますので、その事業の実施については、この景観法とか景観条例の中で特に事業を位置づけるというものではなくて、それに沿って個々の色々な事業の中で対応していくという趣旨の話でございましてさきほどちょっと話がありました景観計画なり景観条例を作ることによって有利な事業ということについては、例えば国交省の中で補助事業として景観形成総合支援事業でありますとか、そういったものが期間限定であったわけでございますが、今この設問の中にあるような事業を実施するというような具体的な事業はございませんので、それについては、また個々の河川の中の色々な事業の中で対応していくことになるだろうという趣旨の答弁であろうと思います。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。(「なし」という声あり)他にありませんので質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時22分」

「再開 午後 4時25分」

委員長 池田 綱雄 君

それでは休憩前に引続き会議を開きます。これより議案第41号から議案第46号まで以上6件について一括して自由討議に入ります。討議はありませんか。

委員 宮内 博 君

審査の中でも申し上げたんですけど、今回のですね、字の区域ならびに名称の変更の中には、大字の区域がですね変更になるところが含まれているということですね、

それでその全体の数についても照会をさせていただいたんですけれども70件を超える方々が対象になるということでありました。実際まだその対象になる方に対してですね、やりとりの中で十分な説明がですね、なされているようには聞き取れませんでした。それで、やはり大字の変更が伴うということはそこに住まいの方にとってはですね、大きな事柄ではないのかなというふうに思いますので、くれぐれもですね、その条例が施行されるという期間までにはきちんとした丁寧な説明を十分にやってもらいたいということはくれぐれもお願いをしたいというふうに思います。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。（「なし」という声あり。）他にありませんので自由討議を終わります。

次に議案第77号について自由討議に入ります。討議はありませんか。（「なし」という声あり。）ないようですのでこれで討議を終わります。

次に陳情第5号について自由討議に入ります。討議はありませんか。（「なし」という声あり。）ないようですのでこれで討議を終わります。

次に陳情第6号について自由討議に入ります。討議はありませんか。（「なし」という声あり。）ないようですのでこれで討議を終わります。

次に陳情第9号について自由討議に入ります。討議はありませんか。（「なし」という声あり。）ないようですのでこれで討議を終わります。

委員長 池田 綱雄 君

それではこれより議案処理に入ります。議案第41号「町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分府中町）」について、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」という声あり。）討論なしと認めます。採決します。議案第41号については、原案の通り可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。（「なし」という声あり。）ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第42号「町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分野口町）」について、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」という声あり。）討論なしと認めます。採決します。議案第42号については、原案の通り可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。（「なし」という声あり。）ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第43号「町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分広瀬二丁目）」について、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」という声あり。）討論なしと認めます。採決します。議案第43号については、原案の通り可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。（「なし」という声あり。）ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号については、全会一致で原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

次に議案第44号「町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分広瀬四丁目）」について、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」という声あり。）討論なしと認めます。採決します。議案第44号については、原案の通り可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。（「なし」という声あり。）ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第45号「町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分福島三丁目）」について、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」という声あり。）討論なしと認めます。採決します。議案第45号については、原案の通り可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。（「なし」という声あり。）ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第46号「町及び字の区域並びにその名称の変更について（国分松木東）」について、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」という声あり。）討論なしと認めます。採決します。議案第46号については、原案の通り可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。（「なし」という声あり。）ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第77号について討論に入ります。

委員 岡村 一二三 君

議案第77号霧島市景観条例の制定について反対の立場で討論します。市当局は景観法に基づく公聴会として条例提案前に景観策定協議会や審議会などを開催しております。策定協議会では条例施行までに一般住民向けに広報誌などで周知するよう考えていると事務局は説明しております。私は当委員会ですべての開催行為、土地の開墾、造成、土石の採取、木竹の伐採面積の緩和や住民説明会の開催など主張してきました。景観法は住民合意による景観協定を可能にする法律であります。市当局は計画策定を行うため市民アンケートを実施しておりますが、回答者職業別で見ると無職の方が全体の36.6%で最も多く、土地利用者の農林漁業者は全体の2.9%であります。景観造りのためのルールを定めるとした場合の方法については全体の33.4%が市全域の緩やかなルールと景観形成において重要な地区への決め細やかなルールの両方を設けるほうがよいとの結果も示しております。本件条例が制定されますと罰則規定は法律で定めてあり、届出をしないことでの対象については30万円以下の罰金。建築物、構築物の形態の変更命令に従わない場合は50万円以下の罰金です。本件条例が制定されますと、不動産所有者は固定資産課税とは別に財産所有権に特定

の制約が課せられることとなります。以上住民合意形成に基づく提案ではなく一方的な押し付け条例であると反対の要旨を申し述べ反対討論とします。

委員 蔵原 勇 君

景観条例制定についての私は賛成の立場で討論に参加させていただきます。まず第1点目の理由といたしまして、これまで12月議会で提案されて色々審査の研究をさせていただきました。特に先進地である出水市、薩摩川内市に出向いて行って調査、聞き取りをした結果、大きなトラブルもなく、早く1日でもしたほうがよいという市民の声も強いと思います。私たちも市民の代表ですので1市6町で説明会をすることも考えておられましたけれども、行政の立場として一応これでスタートしたいというような意向もあったようですので、私はこの件についてはもう熟したものとして施行に賛成いたします。

委員 宮内 博 君

私は霧島市景観条例の制定について反対の立場で討論します。景観条例は昨年12月議会に提出をされまして、委員会での議論をこの間進めてきたところです。同時に薩摩川内市でありますとか、出水市など先進自治体での条例化に至るまでの経過、条例制定後の取り組みの調査なども行ってきたところでもあります。その中で、本市との大きな違いは本条例提出に至る取り組みの中で霧島市が欠落しているのが、地域住民を対象とした説明会、意見交換会等が行われていないという点についてであります。薩摩川内市では議会の条例提出までに建設業者や地域住民を対象とした16回の意見交換を行ってきたと報告をされております。本条例はこれまで議論をして参りましたように一定規模の工作物の建築や増築、木竹の伐採、開発行為等について届出の義務化を求めて景観に配慮した対応が求められるものであります。条例化の前に住民に対する説明責任を果たすことが求められているというふうに思います。委員会では旧1市6町ごとに最低でも1回の開催を求めてきた経過があるわけではありますが、それが拒否され、実行されずに採決に持ち込まれることになることには反対であります。手続き上の大きな問題があるということ指摘をせざるを得ないという事を申し上げて、本条例の制定に同意できないということをお願いして討論としたいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

賛成討論はありませんか。（「なし」という声あり。）討論なしと認めます。採決します。議案第77号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者4名。したがって議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員 吉永 民治 君

景観条例についてはただ今採決いただき、議決されたわけですが、そこでこうして見ますと5章の規定についての施行日が24年4月となっておりますが、すでにこれは

経過しております、まずこれは修正する必要があります。そしてまた施行日に関わる日程等についてもこの5章の日程修正する以上これも修正を加える必要があると思いますので動議として提案申し上げます。日付としましては周知期間或いは審議会等の設置後の協議等も含めてですねそういう期間を設ける必要があると思いますので、まず条例施行日を25年の例えば4月1日と、そしてこの5章についての施行日これを24年のその半年前9月なり10月なりというふうに、できれば10月1日という形でしますとちょうど半年間日程がとれますのでよろしいんじゃないかなということで動議を提出いたします。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今施行日の修正の動議ができました。修正動議について採決します。修正動議に賛成の方のご起立を求めます。起立者4名。したがって修正案を採決した結果、修正することに決定いたしました。修正案のこの条例については平成25年4月1日から施行する。ただし第5章の規定は平成24年10月1日から施行するというように修正をいたします。引き続き引き続き、陳情処理に入ります。陳情第5号「市道今村黒葛原線改良工事に関する陳情書」について、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」という声あり。）討論なしと認めます。採決します。陳情第5号については、原案の通り可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。（「なし」という声あり。）ご異議なしと認めます。したがって陳情第5号については、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に陳情第6号「陳情書（市道牧場竜石線の改良工事にかかる早急な対応について）」について討論を行います。討論はありませんか。（「なし」という声あり。）討論なしと認めます。採決します。陳情第6号については、原案の通り可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。（「なし」という声あり。）ご異議なしと認めます。したがって陳情第6号については、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に陳情第9号「陳情書（市道稲牟礼紫尾田線の改良工事について）」について討論を行います。討論はありませんか。（「なし」という声あり。）討論なしと認めます。採決します。陳情第9号については、原案の通り可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。（「なし」という声あり。）ご異議なしと認めます。したがって陳情第9号については、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で本日の審査がすべて終了いたしました。委員長報告に何か付け加える点はありませんか。（「委員長一任」という声あり。）お諮りします。本日の委員会報告書及び委員長報告書の調製については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」という声あり。）それではそのようにさせていただきます。

次にその他に入ります。何かありませんか。

委員 宮内 博 君

先の第5回の議会報告会で当委員会に処理が任されている3件の件についてです

ね、次の8月の報告会までに調査を終えていないといけないと思いますので、その共通認識がまず皆さんにないんじゃないのかなというのがありますので、そこを確認したうえで日程をどういうふうにするのか、7月には所管事務調査もありますのでその前あたりで日程を調整しておかなければいけないんじゃないかなと思いますので、そこを議論しておく必要があるんじゃないかと。3件あって、横川会場から出されているものは、市営住宅は空家が多い、老朽化しているので入居したくない。もっとスピーディーに改修を望む。これが行政に伝えておくということで建設水道常任委員会。それから第一工業大学近くの跨線橋の水抜の関係、もう1つは県道志布志宮ヶ原線の拡幅を市議会も県に要望してほしいというこの3点。福山と国分と横川です。7月10、11、12日に委員会視察があるので、その視察にどういう姿勢で臨むかという打合せをどこかでしたほうがよいと思う。

委員長 池田 綱雄 君

議会報告会の3件とは別に県議へ建設水道常任委員会として要望する事項もまとめておく必要がありますので、それも一緒に協議したいと思います。7月2日の9時に集合ということでよろしくお願ひします。それと議会報告会ででている現地はそれぞれ3箇所とも見ますか。

委員 徳田 和昭 君

古い住宅は五万とあるため、住宅は見る必要ないと思います。住宅以外の2カ所をみればよいのではないか。

委員長 池田 綱雄 君

その2カ所は事務局のほうにお任せしてもらいますか。事務局のほうで執行部のほうとの調整をお願いします。その他で他にありませんか。（「なし」という声あり。）

次に閉会中の所管事務調査については項目を「建設行政について」及び「水道行政について」とし、提出しておくことでよろしいでしょうか。（「異議なし」という声あり。）他にありませんか。（「なし」という声あり。）なければ本日の日程はすべて終了しました。これで建設水道常任委員会を閉会します。

【閉会 午後5時00分】

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長